

令和7年9月末で

# 収入証紙を 廃止します

△国の「収入印紙」とは異なりますのでご注意ください。

## 証紙の 販売

令和7年9月末日  
まで

\* 令和7年10月からは、新たに証紙を購入することができなくなります。

## 購入済証紙の 利用

令和8年3月末日  
まで

\* 令和8年4月からは、証紙はご利用いただけません。

## 未使用証紙の 還付

令和7年10月～  
令和12年9月末日  
まで

\* 利用見込みのない証紙を県に返還いただくことで、券面金額を返金します。

※収入証紙に代わる手数料納付方法や、未使用証紙の還付手続きなどの詳細は、順次県ホームページ等でお知らせします。

【お問い合わせ先】

富山県出納局出納課 ☎076-444-3416